

## 町営霊園空き区画のご案内

現在、利根町営霊園に空き区画がありますので、霊園使用希望者は、お申し込みください。

なお、空き区画がなくなり次第、公募を終了とします。

### 【申請資格】

・町内に住所を有する方で、申請日から起算して3年以上前に住民登録をし、現在も居住している方

※次に掲げる方は申請ができない、もしくは無効となります。

- ・上記の申請資格がない方
- ・すでに町営霊園内に墓地を所有している方（1世帯につき1区画のみ）
- ・その他、虚偽の申請をされた方

### 【注意事項】

※1. 希望者の方には確認していただく承諾事項がありますので、受付窓口までお越しください。（承諾項目を確認してから申請となります。）

※2. 上記の確認後に「本籍記載の住民票」を取得し、申請書の記入をしていただきます。



【受付時に持参するもの】  
・印鑑  
・免許証など本人確認ができる身分証明書

【内容】  
空き区画：8区画（7月10日現在）  
墓地の種類：普通墓地 1区画面積：3㎡  
永代使用料：35万円  
管理料：4000円（年間）  
【受付窓口】  
受付場所：役場環境対策課（庁舎2階）  
必ず申請者本人が窓口にお越しください。  
※電話受付はできません。  
受付時間：毎週月曜日～金曜日  
（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）  
午前8時30分～正午 午後1時～5時15分

問い合わせ先：

役場環境対策課 ☎68-2211（内線252）



奥の宮：利根町立木 882  
門の宮：利根町立木 2184

【本年の行事】  
～例大祭～  
11月2日（木）午後10時～（参加無料）  
～師走大祓～  
12月31日（日）午後3時～  
（茅の輪くぐりと御祈禱）

改築された「奥の宮」の新社殿



とねまち  
歴史探訪

第一回  
蛟蛸神社（立木）

今月から、利根町の歴史をご紹介します。第一回は、利根町で最も古い由緒を持つといわれている「蛟蛸神社」の紹介です。同神社のホームページには、約三百年前（紀元前288年）に現在の門の宮の場所に水の神様の凶象女神を祀ったのが始まりといわれています。平安時代（698年）に土の神様の埴山姫大神を合祀し、（中略）社殿を東の高台（現在の奥の宮）に神社を建てました。門の宮を取り壊すはずでしたが氏子崇敬者の声が上がって、御祭神の御魂を分祀し門の宮にお祀り致しました」とあります。

現存している文献では、『延喜式神名帳』に「相馬郡一座蛟蛸神社小」とあり、平安時代からすでに存在していたことが確実にわかります。確かな史料があり、下総国では著名だった蛟蛸神社も、利根町東方の立木地区にあるため、訪問したことのない町民も少なくないようです。

利根町の神社では、厄払いなどの祈禱が出来る神職が長らく不在になっていましたが、5、6年前より、友野雅弘宮司が常駐。また、その歴史を訪ねて、都心などから初詣でや深夜の例大祭の行事に参加する人も年々増えています。まだ訪問していない方はぜひ足を運んでみてください。

寄稿「利根町歴史探訪の会」  
水木博明氏

## 児童扶養手当 現況届を忘れずに！

### 現況届を忘れずに！

現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、8月31日（木）までに現況届を提出してください。

（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）

前年の所得に応じて、支給額が異なりますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。

### ○児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

※児童扶養手当を受給するためには役場子育て支援課へ申請（認定請求）が必要です。

### ○対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満）について、父、母またはその児童を養育している方（養育者）がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ・父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁している児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童

### ※次のような場合、対象とはなりません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
  - ・父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- 上記以外にも対象とならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください

### 所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上（※）ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（※詳細金額については、下記問い合わせ先までご連絡ください。）

また、所得には、前年父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。

なお、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所得制限もあります。

### 手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

平成29年4月より手当額（月額）は右記金額に改定されています。

		支給金額（月額）	
児童数		全部支給	一部支給
1人		42,290円	9,980円～42,280円
2人	（加算額）	9,990円	5,000円～9,980円
3人	（加算額）	5,990円	3,000円～5,980円

### 申請手続きに必要なもの

・受給資格者および該当する児童の戸籍謄本（抄本）や住民票などが必要です。

### 公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低い場合にその差額が支給されます。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請がお済みでない方は、下記問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。

問い合わせ先：役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211（内線332・333）